

第20回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月10日(月) 午前9時00分から午前10時15分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 18名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	12	寺田 勝典	委員	8	山崎 容子
副会長(会長職務代理者)	18	今井 百合	委員	9	勝井 麻有美
委員	1	藤井 利徳	委員	10	奥村 淳子
委員	2	福永 克哉	委員	11	奥村 喜美子
委員	3	緩利 哲治	委員	13	黄瀬 忠幸
委員	4	曾我 秀美	委員	14	植西 良隆
委員	5	中本 芳美	委員	15	林田 清光
委員	6	福野 憲二	委員	16	鍋家 善幸
委員	7	森地 良彦	委員	17	山川 芳範

5. 欠席委員 無

6. 議長 議席12番 寺田 勝典 会長

7. 議事録署名委員 議席 6番 福野 憲二 委員
議席 7番 森地 良彦 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第 96号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第 97号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第 98号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第 99号 農地利用集積計画の決定について
- 議案第100号 農地利用集積等促進計画の案にかかる意見について
- 議案第101号 令和7年度甲賀市農業委員会事業計画（案）について
- 議案第102号 甲賀市農業委員会非農地判断事務取扱要領（案）について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処分報告について
- 報告案件2 地域農業経営基盤強化促進計画（案）の報告について

6) 報告事項

- 専門委員会報告事項
- 認定新規就農者等の意見交換会
- 第20回女性の農業委員会活動推進シンポジウム
- 事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

局長	田村 勝也
局次長	大西 努
係長	西田 輝彰
係長	澤田 均

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は0名。遅参の届け出はございません。早退の届け出はありません。よって、ただ今の出席委員は18名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。
続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席6番福野憲二委員、議席7番森地良彦委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第96号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
はじめに、3条調書 整理番号76について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号76番について説明します。調書は3ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
譲渡人はこれまで野菜作りをしてきたものの、耕作を続けることが年々厳しくなり、処分を検討していたところ、譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、申請地の隣接地が自己所有農地であることから、耕作体制に特段の支障もなく、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号76については、議席6番福野委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号6番福野です。令和7年2月1日に伴推進委員と現地確認を行い、申請者から申請理由を確認しました。譲渡人の理由は、自宅から離れた場所にあり小型農業機械が通る道も狭く手作業でしか作業ができない農地のため管理が十分にできない状態であったそうです。譲受人の理由は、申請地は自己所有の畑と隣接しているため管理が今後も可能と判断したそうです。今後も農地の維持管理をされることから農地利用最適化の推進に支障がないため、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議 長 続いて、区域番号9伴推進委員、意見をお願いします。
- 担当推委 区域番号9伴です。譲渡人は、農地が自宅から遠方にあり、農地への進入道路もなく年々管理も負担になってきているため、耕作を隣接者をお願いしていました。譲受人は自家用野菜を栽培予定のため、農地利用最適化が推進されます。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等もないようですので、まず3条調書、整理番号76について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号76については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号77について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号77番について説明します。参考図は3ページ、4ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、以前に譲渡人から土地建物を買い受けた経緯があり、当該申請地についても併せてもらい受けることとされたもので、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。なお、耕作面積が広いものの、農作業歴20年の経験を活かし、関係者の応援を受けながら徐々に作付け面積を増やす予定のことです。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。
- 議 長 3条調書、整理番号77については、議席16番鍋家委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号16番鍋家です。ただいま事務局から説明いただいた通りです。令和

7年1月25日に清水推進委員と現地確認を行い、申請者代理人から申請理由について聞き取りを行いました。申請者は空き家バンクを利用し農地付物件を購入され、申請地で野菜栽培を行う予定です。なお、今年の8月の総会で許可された案件と同一人物であり、追加で農地を取得して野菜栽培の耕作面積を増やされる予定です。耕作については問題ないことから許可相当と判断しました。どうぞ審議いただきますようお願いします。

議 長 続いて、区域番号15清水推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号15清水です。事務局及び鍋家農業委員の説明の通りです。昨年8月の申請者による申請地の追加ということから問題ないと思います。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号77について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号77については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号78について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号78番について説明します。参考図は5ページ、6ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

申請地は不耕作であり、また申請者は高齢により介護施設への入所のため耕作継続が難しくなり、今後農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は作業歴50年であり、同じく作業歴のある配偶者とともに、適切に管理される見込みであり、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号78については、議席5番中本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番中本です。2月11日に大森推進委員と現場確認を行いました。事務局の説明の通り、申請地で野菜の栽培を行う予定のため、何ら問題ないと思っています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 続いて、区域番号17大森推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号17大森です。事務局及び中本農業委員の説明の通りです。農地利用最適化に特に支障はありません。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号78について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号78については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号79について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号79番について説明します。参考図は7ページ、8ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

農業の規模縮小を考えていた譲渡人と、農地を取得し、耕作を考えていた譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、譲渡人との間でおよそ40年以上前に売買契約がなされ、仮登記済みであったものの、昨年の農地法改正を受けて、この度権利移動されるもので、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。なお、担当農業委員の意見書において、現状、雑木等が生い茂っている箇所は、これを伐採したうえで適切に耕作されるよう申し入れされているとともに、配偶者の応援を受けられるなど、耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号79については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番奥村です。ただいま事務局から説明いただいた通りです。令和7年1月13日に藤井推進委員、申請者と現地確認を行いました。譲受人と譲渡人との間で約40年以上前に取得され、農地法改正により仮登記から本登記を行うための申請です。取得後も農地として利用されることから、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 続いて、区域番号19藤井推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号19藤井です。事務局及び奥村農業委員の説明の通りです。雑木は既に伐採され、耕作できる状態となっているため許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等もないようですので、まず、3条調書、整理番号79について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号79については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号80について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号80番について説明します。調書は4ページ、参考図は9ページ、10ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、譲受人と農地の所有権移転について合

意し、申請されました。譲受人は、譲渡人から農地と併せて建屋も買い受ける予定であり、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。譲受人は幼少期に過ごした当該地域での耕作を希望されており、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、配偶者の応援を受けながらも、勤務外の時間を活用し、耕作に取り組む旨の営農計画書が提出されていることから、耕作には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号80については、議席2番福永委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番福永です。令和7年2月13日に上杉推進委員と申請者と一緒に現地確認を行いました。申請内容は事務局から説明いただいた通りです。譲受人は過去に申請地周辺に居住しており、申請地で農業を行いたいと聞いています。また、近所の応援を受けながら農地の拡大も行いたい旨の話もされていました。何ら問題ないと思われれます。ご審議いただきますようお願いいたします。

議長 続いて、区域番号33上杉推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号33上杉です。何も問題がなかったことを確認しています。よろしくをお願いします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号80について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。

よって、整理番号80については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号81について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

- 事務局 整理番号81番について説明します。参考図は11ページ、12ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
- 申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、他所に居住しており農地の管理が行えないことから、譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、空き家バンクを通じて取得する建物から、距離がほど近い当該申請地にて、野菜及び果樹の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、必要な農機具を購入するなどの耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。
- 申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。
- 議長 3条調書、整理番号81については、議席2番福永委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号2番福永です。令和7年1月25日に和田推進委員と司法書士と一緒に現地確認を行いました。譲受人は家の取得に伴う農地の取得ということです。既に耕作を行うための準備も終わっていることを聞いています。譲受人は年齢的にも頑張っていただけということで、近隣の農地も含めて管理いただけると聞いていますので、問題ないと考えます。ご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 続いて、区域番号34和田推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号34和田です。事務局及び福永農業委員の説明の通りです。何ら問題ありません。ご審議いただきますようお願いいたします。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委員 **【質問等なしの声】**
- 議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号81について採決いたします。
- 賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 **【挙手全員】**
- 議長 挙手全員でございます。
- よって、整理番号81については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号82について審議いたします。
なお、議席2番福永委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」議事参与の制限により、当案件の審議の間、退室を求めます。

【福永委員 退室】

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号82番について説明します。参考図は13ページ、14ページです。
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

申請地は不耕作であり、また譲渡人は高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の規模拡大を考えている譲受人と、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、農業委員として農地利用最適化に取り組まれており、居所近隣となる当該申請地にて、水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号82については、議席9番勝井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番勝井です。事務局の説明の通りです。令和7年2月7日に譲受人、司法書士と現地確認を行いました。和田推進委員は別日に現地確認をされました。長年に渡り農地所有適格法人が耕作をされていましたが、譲受人が引き続き耕作されることは農地を守ることに繋がるため、何ら問題ないと判断いたしました。ご審議いただきますようお願いいたします。

議長 続いて、区域番号34和田推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号34和田です。勝井農業委員の説明の通り、令和7年1月25日に現地確認を行いました。担い手として集約集積の取り組みを積極的に行われていますので何ら問題ありません。ご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号82について採決いたしま

す。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号82については、許可とすることに決定いたします。

それでは、福永委員の入室、着席を求めます。

【福永委員 入室・着席】

議 長 福永委員に報告します。ただ今審議いたしました整理番号82号については許可することに決定されました。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号83について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号83番について説明します。参考図は15ページ、16ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから農地処分を検討していたところ、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。

譲受人は、当該申請地に隣接する居宅を賃貸する他、自己居住地からもほど近い当該申請地にて、野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号83については、議席13番黄瀬委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番黄瀬です。事務局から説明いただいた通りです。令和6年12月4日に譲受人から書類の提出がありましたが、農業組合の署名が無かったことから署名を求めました。また、令和7年2月11日に農業組合長、福山推進委員及び譲受者と現地確認を行いました。何ら問題ありませんでしたので、ご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号40福山推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号40福山です。事務局及び黄瀬農業委員の説明の通りです。譲受人は申請地の近隣に居住し農業を営んでおられます。申請地で畑作を考えておられ近

隣の方とも交流があることから、今後の土地の維持管理については問題がないと
考えます。ご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問
等がございましたらお伺いします。

委 員 　【質問等なしの声】

議 長 　ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号83について採決いたしま
す。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 　【挙手全員】

議 長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号83については、許可とすることに決定いたします。
議案第96号については、以上であります。

議 長 　続きまして、議案第97号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議に
ついて」を議題といたします。
4条調書、整理番号15について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 　整理番号15番について説明します。調書は6ページ、参考図は17ページ、
18ページ、土地利用計画図は19ページです。申請地は、市街化調整区域内の
第3種農地です。

申請地を道路にするための申請です。計画によると、申請地は市道認定がなされ、
地域の生活道路として永年にわたり供用されており、この度現状に合わせて
土地整理をするために申請があったものです。新たな造成工事はなく、現地は一
部アスファルト舗装されている他、南側は開渠で縁切りされており、土砂流出及
び雨水排水についても、周囲に耕作農地がないことから転用による周辺農地への
被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し地元関係者の同意が得ら
れています。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満た
していると判断しました。以上です。

議 長 　4条調書、整理番号15については、議席15番林田委員、説明をお願いしま
す。

担当農委 議席番号15番林田です。事務局よりご説明いただいたとおりで、問題ないと判断しました。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 続いて、区域番号4澤田推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号4澤田です。事務局及び林田農業委員の説明のとおりです。農地利用最適化の推進に支障がないと思います。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号15について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、4条調書、整理番号15については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、4条調書、整理番号16について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号16番について説明します。参考図は20ページ、21ページ、土地利用計画図は22ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。
申請地を進入路及び駐車場、庭にするための申請です。計画によると、申請地は宅地への進入路及び駐車場として活用し、また一部は宅地内の庭として一体利用されており、この度現状に合わせて土地整理をするために申請があったものです。新たな造成工事はなく、地盤はすでに整地されており土砂流出は見込まれません。雨水排水については、自然地下浸透処理であるものの、面積が狭小であり、一部農地も自身の所有地であることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し地元関係者の同意が得られています。
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 4条調書、整理番号16については、議席9番勝井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番勝井です。事務局から説明いただいた通りです。令和7年2月1日に中嶋推進委員、申請者と現地確認を行いました。周辺地域にも影響が無いことを確認し、許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 続いて、区域番号31中嶋推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号31中嶋です。勝井農業委員と現地確認を行った結果、周辺への影響もないので許可相当と考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、まず、4条調書、整理番号16について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号16については、許可とすることに決定いたします。

議案第97号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第98号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

5条調書、整理番号58について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号58番について説明します。調書は8ページ、参考図は23ページ、24ページ、土地利用計画図は25ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。

申請内容は、庭・駐車場を目的とする、農地の売買です。計画によると、譲受人は宿泊施設の経営やイベントの企画運営を行う事業者であり、申請地に隣接する宅地を民泊として活用し、その傍らで当該農地をレクリエーションの場または野外活動用地として確保されます。また併せて、来客用に2台分の駐車スペース

を確保されます。新たな造成工事はなく、茶畑の地盤をベースとしつつ、駐車場部は碎石敷き均しとし、庭として活用する部分は芝生管理とし養生されることから、土砂流出は見込まれません。また、雨水排水は自然地下浸透処理ですが、申請地対面は市道、裏手は山林であり、西側茶畑とも離隔があることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号58については、議席5番中本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番中本です。事務局の説明のとおりです。令和7年1月29日に箭田推進委員と現地確認を行いました。申請地は、宿泊に来られたお客様に使用いただくための庭と駐車場にされる予定です。地元関係者の同意も得られていることから何ら問題はないと考えます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 続いて、区域番号18箭田推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読いたします。地元関係者の同意が得られており、地域が進める農地利用最適化の推進に支障がありません。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号58について採決いたします。

許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手多数】賛成16人、反対1人

議 長 挙手多数でございます。

よって、5条調書、整理番号58については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号59について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号59番について説明します。参考図は26ページ、27ページ、土地利用計画図は28ページから30ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の農地であり、27ページの着色の個所が農用地区域内農地、その他の個所が第3種農地です。

営農型太陽光発電設備の設置を目的とする、一時転用の申請です。譲渡人、譲受人は、3年前から土地の有効利用を目的に、太陽光発電設備設置を申請され、農地の賃貸借について営農型発電施設として3年間毎の一時転用許可を受けており、今回は、新たに令和10年3月までの一時転用の更新申請を行われたものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、農林水産省農村振興局長通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」による施設であるため、農用地区域内農地でも要件を満たせば許可可能となっております。太陽光発電施設の下部では、柵を作付けされています。更新にあたっては、下部農地での単収が周辺地域の平均的な単収と比較して、概ね8割確保されていることなど、営農状況を総合的に審査することとなりますが、当初申請計画において、事業開始後8年目以降の収穫を見据えており、現在は剪定や芯摘みなど、株を大きくする時期になることから、収量要件を満たしません、やむを得ないと考えられます。一方、パネル周囲において除草管理が十分行われていない箇所が見受けられたため、営農の適切な継続の観点から、今後は除草管理を徹底し、柵本体の生育に影響がでないように十分生育管理をする旨を条件として記した、農業委員および推進委員からの意見書が添付されています。この他、設備に関しては、支柱は金属杭の簡易な構造で、容易に撤去可能なものであることから、許可制度上の条件に適合したものとなっております。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また発電事業に関しては、経済産業省の認定済みです。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、いずれも許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号59については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番奥村です。事務局の説明の通りです。令和7年2月12日に藤井推進委員、申請者と現地確認を行いました。なお、柵は育っています。周囲の除草についてもう少し丁寧な対応をお願いしましたが、特に問題がないことから許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続いて、区域番号19藤井推進委員、意見を申し上げます。

- 担当推委 区域番号19藤井です。事務局並びに奥村農業委員の説明の通り、除草を徹底していただくことで可能だと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委員 【質問等なしの声】
- 議長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号59について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号59については、許可とすることに決定いたします。
- 議長 続きまして、5条調書、整理番号60について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号60番について説明します。参考図は31ページ、32ページ、土地利用計画図は33ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。
申請内容は、資材置場を目的とする、農地の売買です。計画によると、譲受人は申請地近くにある自宅を拠点に建設業を行っていたものの、事業拡大の折、自宅敷地での保管容量に限界があり、敷地不足であったことから、新たに資材置場としての用地を確保されます。敷地内には砕石300㎡、コンクリートブロック100㎡の他、レンガ・石材などを配置される予定です。新たな造成工事はなく、元の畑の地盤をベースに露天利用されるため、土砂流出は見込まれません。雨水排水については、自然地下浸透処理であるものの、隣接農地とは一部高土手により縁切りされているほか、南側は自己所有地であり、溢れた雨水は既設水路に放流処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。
- 議長 5条調書、整理番号60については、議席10番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号10番奥村です。事務局の説明の通りです。令和7年1月25日に廣岡推進委員、申請者、農事改良組合長と現地確認を行い、申請者から転用理由や計画について聞き取りを行いました。地元関係者や隣地の同意も得られています。周辺農地に被害はないことから許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 続いて、区域番号26廣岡推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号26廣岡です。事務局並びに奥村農業委員の説明の通りです。空地を利用するということから地域の振興にも寄与し、農地利用の最適化に支障がないため許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺ひします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号60について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号60については、許可相当とすることに決定いたします。
議案第98号については、以上であります。

議 長 続きまして、**議案第99号「農地利用集積計画の決定について」**を議題といたします。

なお、議席12番、私、寺田が、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席いたします。

また、私が退席している間は、議事の進行を職務代理の今井委員に行わせませす。

【寺田委員 退席】

職務代理 議事を再開します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第99号について説明します。今月の決定は、3件です。10ページの利用権等設定総括表をご覧ください。

賃貸借権および使用貸借権の設定の面積は、1,305平方メートル、所有権移転の面積は、2,295平方メートルで、合計3,600平方メートルとなります。借り手、貸し手及び買い手、売り手と、農地の所在、面積、期間等は、11ページの利用権設定等の明細のとおりです。なお、明細右側に記載の借賃10アール当たりの金額欄については、番号1および番号3については、所有権の移転のため、売買価格の10アール当たりの金額を記載しています。次に、借り手・買い手の農地台帳による経営状況は、12ページのとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、当該議案は、相対による利用権設定の経過措置であり、今年度をもって当該措置が終了することから、今後議案に諮ることはありません。以上です。

職務代理 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

職務代理 ご質問等も無いようですので、議案第99号について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

職務代理 挙手全員でございます。
よって、議案第99号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をいたします。
それでは、寺田委員の入室、着席を求めます。

【寺田委員 入室・着席】

議長 寺田委員に報告いたします。ただいま審議いたしました議案第99号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をいたします。
議案第99号については以上であります。
議事の進行を寺田会長に交代いたします。

議長 続きまして、議案第100号「農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見について」を議題といたします。

なお、議席8番山崎委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律第31

条第1項」議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【山崎委員 退席】

議 長 事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第100号について説明します。農地の貸借については、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を作成し、権利設定を行います。この促進計画の作成にあたり、市町はその区域に存する農用地等について計画案を提出することとなっており、農用地の効率的な利用について、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこととされています。14ページから24ページの農用地利用集積等促進計画の案をご覧ください。農地の出し手となる（甲）、農地の受け手となる（丙）と権利設定をする農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃貸借および使用貸借の設定面積は、合計23万7,316平方メートルです。

権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、25ページから26ページの参考資料のとおりです。次に、27ページから30ページの農用地利用集積等促進計画の案「機構から受け手」をご覧ください。こちらは、既に権利設定を受けている者について、耕作者の変更があったもので、農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃借権の設定面積は、合計26,817平方メートルです。同様に、権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、31ページの参考資料のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました「農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見」につきまして、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第100号について採決いたします。

「農用地利用集積等促進計画の案」に関して、「意見なし」として意見を付すことに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、議案第100号については、「農業委員会として、付すべき意見はなし」として、市長へ提出することに決定いたします。

それでは、山崎委員の入室、着席を求めます。

【山崎委員 入室・着席】

議長 山崎委員に報告いたします。ただいま審議いたしました議案第100号については、「農業委員会として、付すべき意見はなし」として、市長へ提出することに決定いたします。

議案第100号については以上であります。

議長 続きまして、議案第101号「令和7年度甲賀市農業委員会事業計画（案）について」を議題といたします。

活動方針作成委員会奥村委員長より説明をお願いします。

奥村委員長 議案書は33ページから34ページです。令和7年2月10日に、活動方針作成委員会を開催し、令和7年度甲賀市農業委員会事業計画について、協議し取りまとめを行いました。

内容については、Ⅰ．基本方針として、農業生産力の発展および農業計画の合理化を図り、農業者の生活向上に寄与するための諸施策を推進するとともに、列記の「農業委員会に関する法律」その他関係法令に基づき任務を適正に遂行し、積極的な活動を展開するとしています。Ⅱ．重点活動は8つを挙げ、令和7年度は取り組んでいくとするものです。1つ目は、農地法の適正な執行。2つ目は、農地利用の最適化に向けた取り組み。3つ目は、意見書検討委員会による、農地利用最適化推進施策に関する意見書の検討。4つ目は、活動方針作成委員会による、最適化活動の目標の設定等の策定や今説明しています年度毎の事業計画の策定。5つ目は、広報編集委員会による農業委員会だよりの発行を初めとする情報発信で、ホームページや市広報紙も活用しながら農業委員会の活動も広く周知し、委員の皆様の活動も見える化し、周知していこうとするものです。6つ目は、平成28年法改正以降、農業委員会の体制検証も、制度検討委員会において行う必要があると考えます。7つ目は、農業者年金制度の周知徹底と加入促進を図るものです。8つ目は遊休農地に関する措置の適正実施ということで、制度検討委員会で協議していただいた非農地判断事務がこの4月から施行される予定ですので、適正な運用を行うため農業委員会内での意識合わせなどを行う必要があると考えます。Ⅲ．会議の開催は、特に（4）の専門委員会について、各専門委員会の活動により、様々な面から農業委員会の事業運営を円滑に図っていこうとするものです。また、（6）研修会等の開催、参加については関連法についてや農業委員会内での勉強会や外部での研修会の参加後の受講報告などを行っていくことを計画しています。

以上、令和7年度においても、事業計画に基づき、農業委員・農地利用最適化推進委員が連携し、積極的な活動をしていきたいと考えます。ご審議いただき決

定たまわりますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 　ただ今、奥村委員長より説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺ひします。

委 員 　【質問等なしの声】

議 長 　ご質問等も無いようですので、議案第101号について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 　【挙手全員】

議 長 　挙手全員でございます。
よって、議案第101号については、決定することといたします。
議案第101号については以上であります。

議 長 　続きまして、議案第102号「甲賀市農業委員会非農地判断事務取扱要領
(案) について」を議題といたします。

制度検討委員会黄瀬委員長より説明をお願いします。

黄瀬委員長 　制度検討委員会委員長の黄瀬です。議案第102号について説明します。市内農地の農地利用最適化を推進するには、遊休農地の発生防止・解消に努める一方で、守るべき農地を明確にし、山林化・原野化など再生利用が困難な農地は、「非農地」として農地から除外していくことが求められています。こうしたことから、制度検討委員会では、令和5年10月から非農地判断制度について検討を開始し、昨年3月にその中間報告を行いました。また、その後事務局において、市関係課、土地改良区、市議会など、各種関係機関との協議調整がなされたことを受け、令和7年2月27日に第4回の制度検討委員会を開催し、最終的な進め方について協議を行いました。非農地判断は、山林の様相を呈するなど、非農地化が明らかな箇所を最優先に進めることとする一方で、この取り組みが、かえって耕作意欲の低下を招き、農地の荒廃化を助長や離農の後押しとならないように、農業委員および農地利用最適化推進委員が明確な判断基準のもとに、かつ、慎重に取り組むことを確認したところです。

この度、令和7年4月1日付けで制定し、運用開始するための行動指針として「非農地判断事務取扱要領（案）」を策定し、その内容をお諮りするものです。ご審議いただきますようよろしくお願ひいたします。なお、要領の概要については、この後事務局から説明をさせます。

事 務 局 　非農地判断事務取扱要領（案）について概要を説明します。議案書の36ページ

ジから39ページをご覧ください。前回、中間報告の「フロー図」でお示した内容と大きな変更はなく、条文は全体で11条から構成されます。各条文の括弧書きにある見出しを中心に順に朗読します。

第1条は制度制定の趣旨を、第2条は森林の様相を呈する農地、条件不利地など継続利用が困難な農地を判断対象とするほか、農用地区域内農地、いわゆる青地や土地改良事業該当地の場合の協議実施の義務付けなど、その判断基準を記載しています。次に第3条は、違反転用は判断対象外とすることを、第4条は、利用状況調査および意向調査で耕作見込みがない土地または赤区分農地を対象地として事務開始することを記載しています。次に第5条は、対象地選定後、現地調査実施前に土地所有者に対して事前通知を行うことを、第6条は、現地調査は担当区域の農業委員、推進委員及び隣接区域の委員3名で行うことを記載しています。次に第7条は、農事改良組合や水利組合、また土地改良区への意見聴取を、第8条は、これら調査の結果を受けて、総会の議決により非農地決定することを記載しています。次に第9条は、非農地決定後、土地所有者に対して通知を行うとともに、農地台帳に記録整理し、また異議申立の機会を設けることを、第10条は、地目変更について市関係機関、法務局、土地改良区に対し、農業委員会が職権で変更できることを記載しています。以上の要領内容は、国のガイドラインを基調にしつつも、他県の先行事例を参考に検討をし、委員協議のもとで作成したものです。

検討のポイントとしては、土地所有者への影響として、非農地となった場合の水利関係組合等への精算金や税負担の可能性に配慮し、事前に関係機関に意見聴取したうえで、所有者に事前通知するようにしたことや、最終的な登記地目変更は所有者の本人意向にとどめ、委員会が強制的に地目変更はしないように配慮しています。また、土地改良施工地などは一般に農用地区域内農地、いわゆる青地とみられ、特に青地での非農地判断については市の整備計画や整備事業の返還金などに支障がないかどうかを担当課に協議するようにしているところです。次に、具体的な対象農地の選定と事務進め方についてですが、初年度については、事務局が対象農地をあらかじめモデル地域として選定し、担当委員と調整をしながら進めることを想定しています。また、非農地判断化を見据えた離農による農地の荒廃化や、開発圧力激化と転用申請によらない土地利用の懸念など、これまでに協議してきた内容を真摯に受け止め、周辺影響が最も少ないと見込まれる、白地の谷田や山間部の農地を最優先の箇所とし、慎重に取り組むこととします。

最後になりますが、今後のスケジュールは、庁外には3月15日の農業委員会日より3月号に概要記事、8月号で詳細内容を掲載し配布を、4月下旬開催予定の農事改良組合長会議で事業内容の説明を、また農業委員と推進委員向けには、次年度上半期に開催予定の農地利用最適化推進委員会、いわゆるブロック会議で事務説明をし、その後8月頃に行う利用状況調査から業務を開始します。事務局からの説明は以上です。

議長 　ただ今、黄瀬委員長ならびに事務局より説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、議案第102号について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。

よって、議案第102号「甲賀市農業委員会非農地判断事務取扱要領（案）」の策定について、決定することといたします。

なお、要領の施行日は令和7年4月1日を予定しています。

議案第102号については以上であります。

議長 　続きまして、報告案件1「農地転用届出に係る専決処分報告について」事務局の報告を求めます。

事務局 　報告します。調書は40ページから41ページ、参考図は34ページから38ページです。市街化区域内の農地転用事案について、今月は農地法第5条の届出が7件で主に分譲宅地や駐車場等を目的とするものであり、資料とおりで。説明は以上です。

議長 　ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等ございましたらお伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　続きまして、報告案件2「地域農業経営基盤強化促進計画（案）の報告について」事務局の報告を求めます。

事務局 　報告します。調書は42ページ、43ページです。地域農業経営基盤強化促進計画（案）について、市農業振興課に49件の提出がありました。報告済件数は54件です。詳細については、地域計画参考資料のとおりです。今回、土山町と信楽町で茶グループが各1件で提出されています。また、今回を含め127件中103件を報告させていただきました。残りについては調整中となっています。なお、農業委員会として特に意見することはないと考えます。

- 議 長 　　ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等ございましたらお伺いします。
- 委 員 　　【質問等なしの声】
- 議 長 　　ご質問もないようですので、地域農業経営基盤強化促進計画（案）に対する意見については、意見がなかった旨、市に報告いたします。
報告案件は以上でございます。
これで「審議案件」ならびに「報告案件」を終了いたします。
- 議 長 　　続きまして、「6. 報告事項」に入ります。
まず、専門委員会報告として、広報編集委員会から森地委員長お願いします。
- 森地委員 　　【農業委員会だよりの配布について】
- 議 長 　　次に意見書検討委員会から林田委員長お願いします。
- 林田委員 　　【意見書検討委員会の結果報告】
- 議 長 　　次に、認定新規就農者等の意見交換会について、福野委員お願いします。
- 福野委員 　　【認定新規就農者等の意見交換会の報告】
- 議 長 　　次に、第20回女性の農業委員会活動推進シンポジウムについて、今井委員お願いします。
- 今井委員 　　【第20回女性の農業委員会活動推進シンポジウムの報告】
- 議 長 　　続きまして、「事務局報告事項」について、順次事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 　　事務局報告事項に入ります。
・ 県常設委員会報告
・ 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解除通知
・ 農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告
・ 役員パトロール
・ 地域パトロール

・経過と予定

議 長 報告事項は以上でございます。

議 長 それでは、ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。